【各都道府県から寄せられた問合せフォームへの御質問と回答】

取扱注意

※資料の頁数等は御質問当時の記載のままとなっております。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
6月9日	説明資料21頁	資料P21では「大臣所轄法人と同等の扱いとする基準」として「(2) 3 以上の都道府県において学校教育活動を行っていること」とあり、事例として「3 以上の都道府県において学校を設置している」ことがあげられているが、この「学校」には認定こども園は含まれるのか。	ご指摘の箇所の「学校」には、認定こども園も含まれます。
7月3日	寄附行為標準例	理事選任機関に「理事会」が例示されておりますが、今回の法改正の契機を鑑みれば 好ましくない例と認識しております。この点について、 理事会を理事選任機関にしたいと考える学校法人に対し、理由を求めることは問題ないでしょうか?	都道府県独自のご判断において、理事会を理事選任機関とする学校法人に対し、理由や事情をお尋ねいただくことは差支えないものと認識しております。(文科省において作成しているQ&A第29条に関するQ1においても「理事会を理事選任機関とすることも可能ですが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたい」と記載しています。)
7月3日	寄附行為標準例	寄附行為標準例の第17条に定める「3か月に1回以上の報告」は、法よりも短いですが、 これは寄附行為で「4か月に1回以上」と定めても問題ないでしょうか? 逆に、6か月に1回以上という形で長くすることは認められますか?	改正私学法第39条に規定する理事の理事会に対する職務執行の報告につき、大臣所轄学校 法人等においては、改正私学法第146条において「三月に一回」とする旨の読み替え規定が置 かれております。したがって、寄附行為作成例イメージ第17条では、「3か月に1回以上の報告」 と規定しているところです。大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、「4か月に1回以 上」とすることも可能ですし、報告のインターバルをさらに長くとることも可能ですが、本規定は理事 会による理事の職務執行の監督の実効性を担保することを目的とした規定であることをご理解い ただいたうえで、適切なインターバルをとっていただくようご指導いただければ幸いです。
7月3日	寄附行為標準例	学校法人から問い合わせがあった件として「自己の職務の執行の状況」とは、 どのような内容の報告を想定しているのかというものがあり、 当課としては、その期間における理事長として行った業務や学校・幼稚園での 状況を報告するのではないか、と回答しておりますが、この対応は適切でしょうか?	文科省において作成している第32条に関するQ3「具体的にどのような報告をすればよいのか」に対する回答をお示ししておりますので、まずはこちらをご覧いただければ幸いです。理事長や理事が、理事としてどのような業務を行っているのかがわかる程度のご報告をお願いできればと思います。
7月5日	46条	特別利害関係について、理事と同じ会社の人が監事に就任可能か。 施行規則の規定の方向性に規定に該当しないため就任可能と考えます。	施行規則の改正は今後なされることになりますが、就任可能とする方向で考えています。
7月5日	46条		理事と監事の関係性の要件について、法律上は、理事の要件を規定する改正後の第31条第6項のみに規定し、監事の要件を規定する改正後の第46条第3項には重ねて規定しないこととしました。しかし、要件の具体的な内容としては、「理事と監事が特別利害関係を有するものであってはならない」ということになりますので、説明会資料の16ページには、あえて「1人以上の理事~」との記載をさせていただきました。
7月6日	7条	法改正に伴い、私立学校審議会に諮問が必要となる事項について変更はありますでしょうか。	条文は一部変更されますが、実際に諮問が必要となる事項につき変更はありません。
7月9日	37条	第37条第2項第1~8号までに掲げる事項以外に規定する項目が無いと法人が判断した場合、第9号は寄附行為に盛り込まなくても差し支えないか。	そのとおりです(第36条第3項についての御質問と理解しました)。
7月11日	31条3項	理事・評議員の兼務解消について、兼務解消のため、理事ではなく評議員となった場合、理事に欠員が生じるため、令和7年4月1日付けで補充することとなると思われるが、その際の補充理事の任期は、寄附行為の定めにある「残任期間」を適用することで問題ないか。それとも、機械的に、改正法施行後のため、旧規定は適用できないと処理することとなるのか。	改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、現行の資格及び構成の要件が適用されることになるため、理事と評議員の兼職者が1名以上は必ず必要になることにご留意いただく必要があります。 もし、一部の兼務の解消を令和7年4月1日以前に行い、新たな理事が令和7年4月1日付で着任する場合において、その時点の寄附行為に「任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は当該退任した理事の任期の満了する時までとする」旨の定めがあれば、補充した理事の任期は前任の残任期間とすることが可能です。
7月19日	第32条	県内の準学校法人から以下のとおり質問がありましたので、大変恐縮ですがご教示頂きますようお願いいたします。 〈質問の前提〉 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期の説明(私立学校法改正説明資料 (R5.6.6更新)のP.35)に関連して質問します。 当法人の理事7名(現行任期4年)のうち1名の任期がR6年5月31日に、評議員15名(現行任期2年)のうち14名の任期がR6年5月29日またはR6年6月6日に、それぞれ満了となるため、R6年5月下旬開催予定の理事会において後任の理事及び評議員を選任することになります。 その際、理事又は評議員の候補者は、現行の私学法及び改正私学法の資格・構成に関する要件を考慮して選定することとしますが、任期については、現行の寄附行為に基づき、理事は4年(R6年6月1日からR10年5月31日まで)、評議員は2年(R6年5月30日からR8年5月29日まで、またはR6年6月7日からR8年6月7日まで)となり、理事については、R9年4月1日以後最初に召集される定時評議員会の終結の時を越えることになります。 〈質問①〉 この理事の任期は、R9年4月1日以後最初に召集される定時評議員会の終結の時をもって自動的に終了すると考えてよろしいですか? 〈質問②〉 また、そうであるとすれば、当該理事を選任する際(R6年5月下旬開催予定の理事会)、そのことを予告しておく必要はありませんか?	①ご認識のとおりです。 ②事前に合意を得ないまま任期よりも短い期間で理事を解任する必要がある場合、不利益な変更により当該理事と法人とのトラブルに発展する恐れがありますので、ご認識のとおり事前に御説明の上で理事として選任することが望ましいです。
7月23日	62条5項3号	令和 5 年 6 月 6 日更新の法改正のパワーポイントの資料のスライド30ページに学校法人における親族等の特殊の関係のある者について、評議員親族等は理事に〇、監事に〇と書いてありますが、この〇には「※一人かつ 1 / 6 まで」が入るのではないでしょうか。無制限になれるわけではないと理解したのですが、いかがでしょうか。	第62条を含め、改正私学法においては、評議員と特別利害関係を有する者が理事や監事に含まれる場合の人数の上限に関する規定や、そういった関係をもつ理事・監事の上限割合は置かれていないため、現状のスライドの表記に誤りはありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
7月24日	理事、監事及び評議員の任 期について	以前に以下の点で支障ない旨の回答をいただいている点に関し、 次任期の満了時期について、附則に以下の規定を置いて短縮しても問題ないでしょうか? 「1 この寄附行為は令和7年4月1日に施行する。 2 この寄附行為が施行された時点で理事、監事及び評議員である者の任期は従前の任期に関わらず、令和8年度に開催する最初の評議員会までとする」 【以前の確認事項】 理事の任期(3年間)について、以下の場合は経過措置内の処理で問題ないか。 現任期 : 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで 次任期 : 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで(経過措置適用) 次々任期: 令和8年11月1日から令和11年度に開催する最初の評議員会まで	問題ありません。ただし、任期の短縮については権利の侵害として問題となり得るため、関係する 役員・評議員の同意を取っておいた方がよいと思われます。 また、規定ぶりについては「評議員会の終結の時」までとするのがより適当と存じます。
7月31日	立学校法第36条·第41条	学校法人の役員や評議員の要件説明時に「特別利害関係」という記載があります。(新私学法第36条・第41条) 親族が該当する事は記載がありますが、以下の例については利害関係にあたるといえるのでしょうか。 A:会社社長が学校法人理事に就任予定であり、同会社役員が評議員に名を連ねる場合 B:会社社長が学校法人理事に就任予定であり、取引先パートナー(グループ会社の役員)が評議員に名を連ねる場合	同一団体から理事になる際の人数制限は特段設けない予定としています。なお、特別な利害関係については今後検討の上、省令で規定することとなりますが、以下のような者を想定しています。 ① 当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ② 当該者の使用人 ③ 当該者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②③に掲げる者の配偶者 ⑤ ①~③までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするものしたがって、「会社社長と同会社役員」や「会社社長とグループ会社の役員」の関係それ自体では特別利害関係にあたりません。
8月3日	法第62条第5項第2号	評議員の選任において、寄附行為記載例では「この法人の職員で評議員会において選任した者〇〇名」となっているが、総数の2分の一以内で理事会等が評議員を選任する場合は「理事会において選任した者」というような記載は必要になるという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。理事会が選任するのであれば理事会が選任する旨を記載する必要があります。
8月3日	法第62条第5項第2号	理事長が評議員を選任する場合ことになっている場合、旧理事長が選任して差し支えないか。若しくは新 理事長、旧理事長どちらでも差し支えないでしょうか。	理事長が選任するとなっているのであれば、それは選任の時点で理事長である者が選任することしか認められません。
8月7日	62条3項~5項	評議員の特別利害関係について、以下の理解で相違ないでしょうか? 【前提】 理事6人、監事2人、評議員7人の場合 【発生してよい特別利害関係】 ①理事Aと理事Bと評議員E特別利害関係にある。 ②理事Cと評議員Eが特別利害関係にある。 ③監事Dと評議員Eが特別利害関係にある。 上記の①~③以外の特別利害関係は発生していない場合、①~③は同時に発生し得る。 実際にこの状態になるのは想定しにくいかと思いますが、、御教授いただければ幸いです。	御質問のケースは同時に発生し得る可能性はございます。
8月7日	70条4項、105条1項、106 条1項	令和7年6月頃に行う計算書類・事業報告等を行う定時評議員会について、以下の理解で相違ないでしょうか? 令和6年度決算に適用されるのは旧会計基準であるため、評議員会は理事会と同日開催が可能。	同日開催は可能ですが、開催時期については、文部科学省ホームページ掲載の説明資料の個別条文解説第103条のQ3を御確認ください。 https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_sigakugy-000021776-00.pdf
8月7日	105条	「私立学校法の改正に関する説明資料」等によると、計算書、及び事業報告書等の評議員会への報告について、法令上の期限の定めはなくなる、という理解で相違ないでしょうか?	会計年度終了後三か月以内に作成し、定時評議員会へ報告する必要がございます。 なお、改正後の私立学校振興助成法第14条第4項より、私立学校振興助成法に基づく計算 書類等の所轄庁への提出期限は6月末日であり、従来と変更ないため、私学助成を受ける場 合は、期限内に提出できるよう、余裕をもって作成を進めて頂く必要があります。
8月14日		理事の任期について、本県所轄法人のうちに、理事の任期が人ごとに分かれている法人がある。例 A1理事 R4.6.1~R7.5.31 ※5.31が最初の評議員会の日と仮定した場合 A2理事 R5.10.30~R8.10.29 この場合、今回の法改正を機に、各理事の任期を統一させることまで指導可能か。統一させる場合 A2理事の任期をR7.5.31まで短縮し、他の理事と同一とする統一させない場合 A2理事の任期をR8.5.31まで短縮し、他の理事と 1 年ずれとする	今回の法改正後においても、各学校法人が各理事の任期を統一しなければならない義務は存在せず、経営の継続性の観点から半数ずつ理事を入れ替えることなど理事の任期を統一しないことにも一定の合理性があるものと考えます。 最終的には貴県のご判断となりますが、任期を統一するよう指導される場合には、寄附行為変更審査基準等に、「理事の任期は原則として全員同一であること」などの規定を設けておくことが望ましいものと考えます。
8月16日	第30条	改正法施行後の最初の定時評議員会から任期が始まる理事の選任は、理事選任機関によるとなると 考えるが、理事選任機関が理事会もしくは評議員会とする場合、改正法施行時に存在する、改正前の 資格・構成による理事会、評議員会が理事選任機関となり理事の選定・選任を行うという理解でよろし いか。	新制度下で理事に就任する者について、改正前の資格・構成による理事会、評議員会が理事 選任機関となり理事の選定・選任を行うことは問題ありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
8月23日	8条	(問) 私立学校法の説明資料 (p.38~) において、役員任期の延長にあたり、「令和7年度に開催される 定時評議員会の終結の時まで」という記述がありますが、この「定時評議員会」を、学校法人の運営実情 に沿い「理事会」と読み替えることは差し支えないでしょうか。 (経緯等) 先日、貴省にフォームから問い合わせをしました学校法人から、上記に係る問い合わせをいただいたものです。 役員の選任に関し、 ①私立学校法上は「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」(第8条第4項)とされており、【評議員会→理事会】の順の開催を想定しているように思われます。 ②一方で、寄附行為作成例では「幹事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」(第8条第1項)とされ、【理事会→評議員会】の順の開催を想定した記述かと思われます。 説明資料上は、②の考え方により「定時評議委員会」の記述とされたものと思料いたしますが、学校法人では、①により評議員会を先に開催しているとのことでした。 当方としては、学校法人が①②いずれの考え方であっても、実情に沿い円滑に改選手続を取ることができるよう、読み替えて対応することができればと考えているところです。	学校法人における決算を評議員会での審議→理事会での審議という形で進めていただいていることを前提としたご質問と理解いたしました。現行の私立学校法第46条に定める「評議員会に対する決算等の報告」は、学校法人として理事会で確定させた決算について評議員会において報告することを求める規定であり、評議員会→理事会という順番で決算の審議を行ったとしても、改めて確定した決算を評議員会に報告する必要があります。この報告を行う評議員会を定時評議員会と位置付けることとすれば、御質問のような懸念は生じず、「定時評議員及び定時理事会」という規定を寄附行為に定める必要はないものと思います(また、理事の任期の終期を定時評議員会の終結の時までとすることは法律上の要請ですので、これを寄附行為で延長することはできないものと考えます。)。なお、理事等の任期の延長に関する附則において任期をいつまで延長するかは各学校法人の判断になりますので、理事の任期を定時評議員会以外のタイミングに延長すること自体は可能です。
9月1日	寄附行為作成例 (R5.8.23) 第7条、第3 2条、第49条	連宮規程の定めを置いているか、それそれについて、字校法人か考えるべきことは埋解しているか、中小規模の学校法人において、定めることが難しいことが予想される。また当県においても学校法人からどのような 規程を置けばよいか相談を受けても回答に窮する。これらについて作成例を示してもらうことができるか。	御質問いただいている各種規程については、作成するかどうかも含めて学校法人の判断に委ねられており、学校法人ごとに多様な内容になると考えています。 したがって、現時点では規程の作成例を示すことは予定していませんが、早い段階で作成された規程を例として周知することができないか検討したいと思います。
9月1日	奇附行為作成例 (R5.8.23) 第3.2条	評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。と備考にあるが、示していただいた寄附行為作成例の内容をもって評議員の選任及び解任に関する必要な事項が定めてあると言えるか。	学校法人の規模や実情等にもよりますが、寄附行為作成例でお示しした例 1 の内容であれば、必要な事項は定められているといえるものと考えます。他方、例 2 の内容については、評議員選考委員会の招集方法、議決方法等が必ずしも明らかではありませんので、下位規程においてそれらについて規定しておくことが望ましいものと考えます。
9月1日	寄附行為作成例 (R5.8.23)第65条	寄附行為の変更について、評議員会の決議を要するかどうかは法人の任意であり、少なくとも評議員会の 意見を聴取すればよいという認識でよいか。またこの点に係る私立学校法の根拠規定をご教示ください。	寄附行為の変更については、改正後の私学法第108条第2項で、評議員会の意見を聴かなければならないとされています。 大臣所轄学校法人等に該当する知事所轄学校法人については、改正後の私学法第150条により、軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為変更を行う場合には評議員会の決議が必要となりますが、それ以外の知事所轄学校法人については、評議員会の意見聴取のみ行えばよく、評議員会の決議を必要とするかどうかは各学校法人の判断(寄附行為において規定)となります。
9月1日		理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の具体的な違いを教えていただきたい。また、代表業務執行理事、業務執行理事の設置の有無によるメリット、デメリットを教えていただきたい。	代表業務執行理事と業務執行理事は、理事長以外に学校法人の業務を行う理事のことであり、代表権の有無により区別されます。具体的な業務としては学校法人の財務や人事に関する業務などを行うことを想定しています。 メリット・デメリットについては、各学校法人の事情にもよると思いますが、代表業務執行理事・業務執行理事ではない者は、学校法人の業務を執行することはできないこと、理事長以外に代表権を有する理事が必要な場合は代表業務執行理事としていただく必要があることなどを鑑み、各法人においてご検討いただければと思います。
9月4日		第1項に「理事が次の各号のいずれかに該当するときは」とありますが、この該当するか否かを判断するのは、誰を想定していますでしょうか? 条文の構成上は、評議員(おそらく職員評議員)と想定していますが、理事の行為を日常見る立場にいるのは、職員のほか、理事会の出席者(他の理事又は監事)になるのかと思案しておりましたので、御教示いただけると幸いです。	寄附行為作成例第11条第1項は、理事選任機関による解任に関する規定ですので、当該理事を選任した理事選任機関が判断することになります(理事選任機関の解任決議に至るまでのプロセスの中では、評議員や他の理事、監事などからの情報、提案、請求などがあることも想定されますが、最終的に判断するのは解任権者である理事選任機関となります)。
9月4日	寄附行為標準例第15条	些未な確認で申し訳ないですが、第15条第1項の「理事は、理事会を構成し、」の部分について、第13 条の「理事会は、全ての理事で組織する」と既に規定しているので、第15条第1項の「理事会を構成	第13条は「理事会の構成」を規定したものである一方で、第15条は「理事の職務」を規定したものであることから、主語を変えて、別々の規定を設けているものになります。第15条から「理事会を構成し、」を削除いただくことも可能ではありますが、上記趣旨を踏まえたうえでご判断いただければと思います。
9月4日	改正法101条	令和7年度の予算書は、新基準・旧基準どちらで作成するのでしょうか。	令和7年度の予算書は新基準で作成とする予定です。
9月4日		・理事が評議員会に提出する議案等の調査義務が監事に与えられていますが、議案、書類のほか「その他文部科学省令で定めるもの」についても、既に想定されている内容がございましたらご教示いただきたく存じます。	省令では「電磁的記録その他の書類」と規定する予定であり、特に内容的な点での追加はされない予定です。
9月4日	改正法第55条(理事会及 び評議員会への出席義務 等)	・監事は理事会及び評議員会に出席義務がありますが、理事選任機関が理事会や評議員会であった場合にはこちらにも監事の出席義務があるという認識で良いのでしょうか。 具体的には、これらの理事選任機関である理事会や評議員会が、その開催回の議題が理事選任だけの(理事選任機関のみとしての会議)場合にも監事には出席義務が課せられているということになりますでしょうか。	理事選任機関が理事会や評議員会である場合には、理事会・評議員会の職務として理事の選任を行うことになりますので、監事には出席義務があるものと考えています。
9月4日	(一般的な質問)	仮に令和7年4月1日以降に、私学法改正に伴う寄附行為変更を行っていない学校法人があった場合には変更の申請を急ぐように働きかけるつもりですが、寄附行為変更がされていない状況下で、当該法人から各種認可申請や届出が出てきた場合においては(理事会・評議員会での決議を確認する必要のあるレベルの届出・認可)根拠がないものとして受け付けない対応でよいでしょうか。	認可申請や届出に関する意思決定等について、改正法に則った意思決定が必要であるにもかかわらず、寄附行為が整備されていない場合には、そのような申請は根拠がないものとして、まずは 寄附行為の整備を行うことを指導することになると考えます。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
9月4日	第20条第4項	「理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる」について、これまでの寄附行為標準例では「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」とされておりましたが、今回の寄附行為標準例では「出席者とみなす」規定がないため、書面又は電磁的方法で議決に加わることができても、出席者とみなせない運用となる理解で良いでしょうか。	
9月4日	資料P9、24 知事所轄学校 法人の私立学校法改正スケ ジュール、法適用のタイミングに ついて	現在、大臣所轄学校法人の要件を満たす学校法人が、学校法人を分割(正確には設置する学校の一部を新たに設立する学校法人に移管)するため、「3以上の都道府県において教育活動を行っている学校法人」ではなくなり、知事所轄学校法人となる場合、いつの時点で知事所轄法人の要件を満たしていれば知事所轄学校法人の規定や経過措置が適用されるのか。例えば、改正私立学校法施行まで(R7.3.31以前)に分割を完了させておけば良いのか。	改正法の施行時(R7.4.1)に知事所轄法人の要件を満たしていれば知事所轄学校法人の 規定や経過措置が適用されます。
9月8日	29条 寄附行為作成例7条	令和7年4月開校予定の専修学校の設立相談案件を受けています。学校法人の設立決議録を作成する際、寄附行為を示し、決議していくとことになっていますが、従来の私学法・寄附行為の内容に沿った形で、法人理事会に諮問をし、設立決議録の中に記載をすべきか、それとも新たな私学法・寄附行内容内容に沿った形で県として指導すべきかを教えて頂けますでしょうか。改正私学法では、「理事選任機関を設置し、理事選任機関が理事を選任する」という規定であり、従来私学法の「理事の選任は寄附行為に定めるとおりとする。」という内容から変更されているため、どちらにあわせて指導すればよいかを確認させて頂きます。	具体的には貴県における法人設立の審査基準や認可スケジュールによりますが、改正法施行前に法人設立が認可される場合は、その申請や審査は現行の法令及び審査基準等に基づいて行っこととなります。 文部科学大臣が所轄する学校法人については、 学校法人を設立し令和7年4月に開設する大学等を設置する場合、 学校法人の設立自体は令和7年3月末までに認可され寄附行為が施行されることになります。令和7年3月末までは現行の私学法に基づき作成された寄附行為に基づき法人運営を行っていただく必要があるため、令和7年4月に開設する大学等を設置する学校法人設立の寄附行為認可については、現行法に基づく寄附行為を申請いただくよう御案内しています。 改正私学法に基づく寄附行為の変更については、令和7年3月末までに別途申請していただき認可することになります。
9月12日	寄附行為作成例	第17条に規定されている理事長の職務執行状況報告について、「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」を「毎会計年度に2回以上」としてもよいか?	改正私学法第39条において「4月を超える間隔で」報告することが規定されているため、作成例の通りにしていただく方が適切だと思います。
9月12日	寄附行為作成例	附則第4項ただし書きに基づく任期終了は、任期満了による退任ではなく、解任ですか?解任の場合、 附則第5項に基づく解任手続について、解任事由は現行の寄附行為作成例第12条第1項各号、第 26条第1項各号(※改正後作成例では第11条第1項各号、第26条第1項各号、第35条第1項各 号)のいずれに該当することになるか?	当該ただし書きは、改正私学法の改正附則3条の規定を受けたものであり、当該附則により「任期」が令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時までとされることから、任期満了による退任です。
9月13日	第31条	大学の付属高等学校(連携校)を運営する学校法人と付属先となる大学を運営する学校法人はそれぞれ独立した学校法人ではあるが、当該高等学校の校長から選出された理事以外は付属先となる大学の常務理事が理事を務めている場合、理事会という意思決定機関における議決権の過半数を付属先の大学を運営する学校法人が有していると言えるため、当該高等学校を運営する学校法人は付属先の大学を運営する学校法人の子法人と考えてよいか。もしくは付属高等学校という関係性だけをもって、付属高等学校を運営する学校法人は、付属先の大学を運営する学校法人の子法人となると考えてよいか。	子法人の定義は今後省令で決まることになりますが、現在の案では、理事会という意思決定機 関における議決権の過半数を付属先の大学を運営する学校法人が有していると言えるため、当 該高等学校を運営する学校法人は付属先の大学を運営する学校法人の子法人になる予定で
9月13日	第46条	監事は子法人役員は兼ねることができないとなるが、子法人側の監事を親法人の理事等が務めることができるのか。	改正法との関係では、親法人の理事であることをもって子法人の監事になることはできないことには なりません。
9月13日	第62条	評議員において、特別利害関係を有するもの、子法人役員、子法人に使用されるものである評議員は、 評議員総数の1/6を超えてはならないとあるが、当該学校法人が子法人であり、親法人の役員や使 用されるものが評議員を務める場合は、この1/6には含まれないと考えてよいか。	学校法人の親法人の役員や使用されるものが評議員を務める場合は、この 1 / 6 には含まれません。
9月13日	寄附行為作成例7条	「理事選任機関運営規程」とはどのような事項を規定するものでしょうか(作成例などはありますか。)。 もしくは、7条4項に「理事選任機関運営規程」に関する規定を置かず、71条の「施行細則」の中で 学校法人が必要に応じて規定する整理としても差し支えないでしょうか。	例えば、理事選任機関の議事録は誰がどのように作成するのか、理事選任機関選考委員会のメンバーは誰がどのように選ぶのか、理事選任機関の構成員に対する報酬はどうするかなど、理事選任機関を運営していくに当たって、決めておかなければならないと各学校法人が考える事項を規定していただくことになると考えています。 理事選任機関運営規程は学校法人ごとに多様な内容になると考えますので、現時点では規程の作成例を示すことは予定していませんが、施行細則の中で規定する整理にすることも可能です。
9月13日	寄附行為作成例8条1項1 号	動画では、1 園しか設置していない幼稚園法人の場合でも、充て職はNGで理事選任機関によるへの園長に対する選任行為が必要とのことでした。 規定としては「評議員会において選任した○○幼稚園園長」となるでしょうか。 また、この場合、実質的に評議員会に園長の人事権が与えられる形となると思いますが、問題はないのでしょうか。 (気に入らない園長の場合、評議員会が理事に選任しなければ1園しか設置しない法人においては園長を辞任せざるをえない。)	御質問の前提の場合、「○○幼稚園園長で評議員会において選任したもの」のように規定することが考えられます。
9月13日	寄附行為作成例8条2項	何人を想定していますか。 (作成例12条2項により、1/5を超える者が欠けた場合は1月以内に補充しなければならないこと になっていますがこの規定との関連性を考える必要はありますか。)	人数は各学校法人に実情により様々であると考えます。 改正法第30条で規定されている五人を超える数を寄附行為をもって定めるということができる、という趣旨で寄附行為作成例に記載しているものです。 12条2項とは直接の関係はありません。
9月13日	寄附行為作成例14,15条	代表業務執行理事、業務執行理事についてですが、本県における幼稚園法人では馴染みのないものです。 一部の代表権・執行権限を持つ理事ということだと思いますが、当該理事は具体的にどのようなことができるようになるのでしょうか。 例えば自己の名で契約や教職員採用ができるようになるなどでしょうか。	業務執行理事とは、理事長以外に学校法人の業務を行う理事であり、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事をいい、理事会においては、例えば財務担当理事、コンプライアンス担当理事などの各業務執行理事の分掌業務を具体的に定めることとなります。 業務執行権限を有することとなった場合には、当該理事の判断で学校法人の業務の決定を行うことができることとなりますし、代表権を有することとなった場合には、ご指摘のとおり自己の名で契約等をすることができるようになります。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
9月13日	寄附行為作成例20条	私学法42条を踏まえ、『「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない』とされています。 議長は採決に加わることができないので、理事会において議長は完全な進行役になるということですか。	(利害関係のある場合を除き)決議には全ての理事が参加することになるため、理事長が議長 になっているときには、当然議長も決議に参加します。
9月13日	寄附行為作成例21条	どのようなものが想定されるでしょうか。(例えば、決裁の権限の範囲を規定する規程などでしょうか。) 代表業務執行理事や業務執行理事を置かない場合は置く意味があるのでしょうか。	理事長が行う日常的な業務など、学校法人にとって重要ではない事項を想定しています。 本条は、改正前の寄附行為作成例にも規定されていたことから規定を残してはいますが、改正法においては、理事が業務執行を行う場合には、原則として代表業務執行理事や業務執行理事を置くことになりますので、(代表業務執行理事や業務執行理事を置く置かないにかかわらず)ご指摘のとおり、本条を規定する必要性は高くないものと考えています。
9月13日	寄附行為作成例23条3項、 32条3項(例1)	何人を想定していますか。 (本県の幼稚園法人の監事はほとんどが定数 2 名になると思います)	人数は各学校法人に実情により様々であると考えます。 改正法第45条で規定されている二人を超える数を寄附行為をもって定めるということができる、という趣旨で寄附行為作成例に記載しているものです。
9月13日	寄附行為作成例32条5項 (例 1)	「評議員選任・解任規程」とはどのような事項を規定するものでしょうか(作成例などはありませんか。)。 もしくは、「評議員選任・解任規程」に関する規定を置かず、7 1 条の「施行細則」の中で学校法人が 必要に応じて規定することとしても差し支えないでしょうか。 → その場合、理事会が定めることとなりますが、問題はありませんか?	例えば、評議員の選任議案は誰がどのようなプロセスで作成するのかといったことや、評議員の解任の決議はどのように行うのかなど、評議員の選任や解任に当たって、決めておかなければならないと各学校法人が考える事項を規定していただくことになると考えています。 評議員選任・解任規程は学校法人ごとに多様な内容になると考えますので、現時点では規程の作成例を示すことは予定していませんが、・施行細則の中で規定する整理にすることも可能です。 なお、寄附行為に評議員の選任解任に関する必要な規定が全て規定されていれば「評議員選任・解任規程」や対応する施行細則を設ける必要はありません。
9月13日	寄附行為作成例37条2項 2号	私学法37条2項2号と同様だと思われますが、「多額の」借財とあります。この金額はどのように決まるものなのでしょうか。法人が自ら決めるのですか、それとも資産規模に応じて決まってくるものなのでしょうか。	「多額の借財」に該当するかどうかは、当該借財の額、学校法人の総資産及び経常収支差額等に占める割合、当該借財の目的、学校法人における従来の取り扱い等の事情を総合的に考慮して判断することになると考えます。
9月13日	寄附行為作成例40条	備考欄において「4月から6月までの一定の時期に開催すること」と記載されていますが、「毎会計年度終了後3月以内」と規定する場合はとの範囲であれば問題ないという認識でよいでしょうか。	3月末に会計年度が終了する場合には会計年度終了後3月以内という趣旨で「4月から6月までの一定の時期に開催すること」と記載しております。
9月19日	寄附行為標準例第8条第2 項の補欠の理事について	補欠の理事を理事として補充する時期は、欠員が出たら自動的に就任なのか、1/5を下回る場合には自動的に就任なのか、就任時期は理事選任機関が改めて決定するのか、御教示願います。 就任時期は補欠の理事の選任時点であらかじめ決めておいて良いのであれば、相談があった場合、法人に対し、そのように指導します。	補欠の理事は、理事が法律上の最低人数である「5人」または寄附行為で定めた「6人以上の任意の数」を下回る場合に備えてあらかじめ選任することができるものことを踏まえると、当該人数を下回った場合には、当該補欠者の就任の意思表示さえあれば、自動的に就任するものであると考えられます(当該補欠理事について改めて理事選任機関で選任手続きを行うことは不要)。
9月19日	寄附行為標準例第37条	第2項第5号で「収益事業に関する重要事項」について、寄附行為の事業で収益事業を規定していなくても、今後運営上規定する可能性があるため、収益事業を行っていない学校法人であっても、第5号を削除せず残すという理解でよいか。	ご指摘の通り、第5号を削除しなくても構いません。
9月20日	寄附行為標準例第7条	例 2 及び例 3 の第 4 項に定める任期について、理事や評議員は、別途任期が定められているため、この第 4 項の任期と理事・評議員の任期が不一致となる場合、理事・評議員の任期満了とともに理事選任機関の構成員の任期が残っていたとしても、構成員は解任となるのでしょうか。それとも、後任が選任されるまでは、その地位にとどまるという運用は可能でしょうか?	理事選任機関の構成員の任期を含めた、理事選任機関の運営に係る具体的内容の決定は、各学校法人の判断にゆだねられています。また、理事選任機関の任期と理事の任期については、必ずしも一致させておく必要はありません。 寄附行為作成例の規定ぶりですと、「理事選任機関の構成員は、理事○名・・・」となっており、 理事であることが前提となっていますので、理事を退任した場合には理事選任機関の構成員も退任することになると考えますが、学校法人の判断で、理事を退任した場合でも理事選任機関の構成員としての地位にはとどまる旨の規定を設けることは可能です。
9月20日	私立学校法第26条(現行 法第33条)	本県では、例年3月中下旬に審議会を開催している。 学校法人を設立し、令和7年4月に専修学校を開校したいという申請において、令和7年3月の審議会で答申を得て、同月下旬に認可する場合についてお尋ねしたい。 令和7年4月に開設する大学等を設置する学校法人設立の寄附行為認可については、現行法に基づく寄附行為を申請し、改正私学法に基づく寄附行為の変更については、令和7年3月末までに別途申請していただき認可とのことだが、当該寄附行為の認可について、法人設立登記を令和7年4月1日以降に行うことが明らかである場合は、申請時から改正私学法に即した内容の寄附行為で申請を受けることは可能か。	寄附行為認可申請に関する具体的な内容については、今後、省令等の改正を行う予定ですが、ご提案については可能となる方向で検討しています。 文部科学大臣が所轄する学校法人については、学校法人設立後から大学等が開設するまでの間に学生募集活動等の準備行為期間を要しますので、令和7年3月末までは現行の私学法に基づき作成された寄附行為に基づき法人運営を行っていただくことになります。
9月20日	私立学校法 改正附則第2条 Q7関係	最初の理事について、A7に回答のとおりとした場合、最初の評議員を選任するための臨時の評議員会又は評議員選考委員会を開催する必要はあるように思えますが、いかがでしょうか。 ※ 1 評議員会を理事選任機関とする案で想定 ※ 2 QAにある「法施行」をR7.4.1と読み替えている ○R7.3.31まで 法改正後の評議員案、理事案、監事案を理事会・評議員会で決定しておく ○R7.4.1~最初の定時評議員会まで 臨時の評議員会(法改正前の状態の評議員で構成)を開催し、上記それぞれの案について議事を行い、最初の定時評議員会後の評議員、理事、監事を決定する。その後、定時評議員会を法改正前の理事、監事、評議員で開催。 ○最初の定時評議員会後 上記の評議員、理事、監事で学校法人を運営	ご指摘のパターンは説明資料P42にお示ししているものと異なるものでしょうか? 評議員会が理事選任機関となるのであれば、R7年度最初の定時評議員会で新理事の選任を行うとともに、監事及び評議員についても、同じタイミングで選任していただければよいと考えます。 なお、R7.3.31までの間に、R7年度最初の定時評議員会でお諮りする予定の役員案及び評議員案を作成しておくことは差支えありません。 (R7.3.31までの間にどこまでの準備行為が可能かについては、P243 Q&A8もご参照ください。)
9月20日	寄附行為標準例第29条第 1項第4号	「・・・又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な・・・」の部分の1番目の「若しくは」は誤記で良いでしょうか? (些末な指摘ですみません)	寄附行為作成例第29条第1項第4号(改正法第56条第2項)の解釈は、 監事は、学校法人の業務、財産、理事の業務の執行に関し、 ①不正の行為があることを発見したとき ②法令・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき ③不正の行為がなされるおそれがあると認めるとき ④法令・寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるとき のいずれかの場合において、理事会・評議員会・所轄庁等に対し報告しなければならないこととするものです。 ご指摘の「若しくは」は、③と④を選択的につなぐ趣旨のものですので、誤記ではありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
9月21日	寄附行為の認可基準 (R5.9.21官報掲載)につ いて	この改正は、私立学校法改正を受けた内容も加味しての改正でしょうか? 今後の施行規則等の改正に伴い、追加の改正があるのでしょうか?	本年9月21日に官報に掲載された寄附行為の認可基準については、私立学校法の改正は反映されておりません。今後、政省令の改正等に伴い、追加の改正を予定しております。
9月21日	寄附行為標準例第66条及 び第68条	条文の解釈として、66条は合併により、吸収される法人の側の規定で、 68条は他法人を合併により吸収する法人側の規定という理解でよいでしょうか?	第66条第1項各号は「解散事由」を示したものである一方で、第68条は「合併に際して必要な手続き」を示したものです。 合併の際には、新設合併を行うにせよ、吸収合併を行うにせよ、いずれにしても改正私学法第126条及び寄附行為に定められた手続きを取る必要があります。 そのうえで、合併に伴い解散することとなる(=改正私学法第109条第1項第4号及び寄附行為作成例第66条第1項第3号に基づき合併が解散事由となる)のは、新設合併の場合と、吸収合併の際に吸収される側の法人の場合になります。
9月21日	改正附則第二条	本条項は、役員及び評議員の資格等に関する経過措置に関して記載されており、この法律の施行(令和7年4月1日)の際、現に在任する学校法人の役員及び評議員については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第三十一条、第四十六条、第六十二条及び第百四十六条第一項(の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。となっているが、法人設立が令和6年度中であり、令和7年4月1日に開校する学校法人において、改正法の施行前であるため改正前の私学法に則った資格の役員を選出しなければならないのか。それとも、改正私学法に則って役員選出し、法人設立しても差し支えないか。	令和7年4月1日より前の時点で法人が存在するということであれば、令和7年4月1日より前の時点においては、改正前の法令の規定に従って役員等の選任を行っていただく必要があります。
9月22日	39条第1項	「理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」とありますが、当該法人では、理事長が学園に常駐していないため、現行は校長が理事会へ報告を行っており、法人は今後も同様の運用をしたいと考えているとのことです。しかし、校長を代表執行理事に選定したとしても、代表執行理事単独で報告すればよいとは読めないことから、理事長自身が当該報告をすることが必須であるという認識でよろしいでしょうか。	理事長自身が当該報告をすることが必須です。お尋ねの場合、理事長は、「自己の職務の執行の状況を理事会に報告」しなければなりません。 当該条文について、代表執行理事単独で報告することができると読める運用規定等を定める見込みはございません。 なお、理事長が学園に常駐していなければならないという法令の規定はありませんので常駐しなければならないとまでは言えませんが、理事長自身が職務報告をしなくてよいようにしたいという法人の姿勢は今回の制度改正の趣旨からしても非常に問題があると感じます。
9月25日	附行為の変更の認可に関する 審査基準第四(平成十九年 文部科学省告示第四十一	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四(一)~(十二)は私立学校法改正に伴い、今後変更予定はあるか。(例えば、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者である、などの兼任数の変更など)また、第四(八)において、「理事である評議員以外の評議員は…」とあるが、改正法施行後は理事と評議員は兼任できないため、この表現を改める予定はあるか。	お尋ねの箇所は、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第一の四でよろしいでしょうか。 改正法の要件と合うよう、本基準についても適切に改正する予定ですので今しばらくお待ちください。
9月28日	法第72条評議員による評議 員会の招集等	法第72条評議員による評議員会の招集等 上記に関連して教えてください。(寄附行為作成例(都道府県版)第42条) この知事の許可について、どのような基準により許可することを想定しているでしょうか。例えば、考え方① (権利濫用とみられる事情がない限り原則として許可を出す趣旨)か、考え方②(評議員の請求内容 を精査した上で、請求することが妥当と判断できる場合のみ許可する趣旨で)などでしょうか。当方の見 解では、考え方①と思っております。	ご指摘のとおり①を想定しております。
9月28日	法律第39条(理事の報告 義務)	法律第39条(理事の報告義務)に理事長等は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。と規定されていますが、 ①この4月を超える必要がある箇所については、会計年度内でのみの制限であり、例えば年度間で4月を超えているかどうかは問われないないという認識でよいでしょうか。(例:毎年度 ①5月後半と②2月下旬とに実施。その場合年度内①→②は4月超だが、前年②→翌年①は4月間隔が空いていないが本条の規定には抵触しないという理解でよいか)	改正法39条は、毎会計年度において、4月を超える間隔で2回以上の報告を義務付けるものであり、会計年度をまたぐ場合については、2回の報告が4月を超える間隔で行われる必要はないと考えます。 したがって、毎年度、①5月後半と②2月下旬の理事会で、合計2回の報告を実施するという運用も可能であると考えています。
9月29日	私立学校法第31条	当該学校法人の設置する私立学校の校長から選任される理事について、運営する学校が1校である場合、校長の任期の終期が3月31日の場合、当該年度の定時評議員会までの間、校長選任理事が不在となってしまうが、寄附行為、法令違反となるのか。違反となる場合、どのように対応すべきか。	校長理事が不在という状況は法律違反となります。私学法説明資料の第31条に関するQAをご覧いただければと思いますが、通常は新たな校長を理事に選任していただくことになると考えます(なお、その場合、前校長について、理事を退任することとするか、理事としては在任し続けるかは、各学校法人の寄附行為の定め方次第となります)。
10月2日		今回の私学法改正にあたり、第62条第5項第1号の対象となる評議員は、「非常勤であっても、学校法人に雇用されている場合は対象になる」との回答を、文部科学省HP掲載のPDF資料「私立学校法の改正について」内、個別条文解説にて確認させていただきました。 先日所管法人より、 「非常勤職員は、職員評議員として認められるか」という旨の質問がございました。 現行の私学法における、 第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 の対象となる評議員についても、改正後の要件と同じく、 「非常勤であっても学校法人に雇用されている職員であれば、対象になる」ものでしょうか。	現行法上でも非常勤であっても学校法人に雇用されている職員であれば、対象になります。
10月2日	私立学校法38条及び41条	理事・評議員の構成メンバーについて 「学校法人における親族等の特殊の関係のある者」に該当するか否か。 文部科学省発文書のなか令和4年5月20日付の「私立学校法改正法案骨子案」に関する意見募集の結果についてで「同一団体所属者についての多様な実態を捉えるため、その範囲については省令事項(5ページ五)」(←評議員について)とする旨書かれており、今回の場合はそれに該当するのではないかと思っております。 理美容学校で、美容組合と理容組合で構成された理事(監事)と評議員について有効かどうかです。 (これまでも、この構成員で理事及び評議員を運営していましたが、 新たに私学法が改正されるにあたり改めて相談があった形になります。)	省令の内容は今後の検討になりますが、同一団体所属者に関する制限は設けない方向で検討しています。 したがいまして、添付いただいた事例において、同一の美容組合や理容組合に所属している者が理事や評議員に多く所属していることは、法令違反となるわけではありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
10月3日	寄附行為作成例(都道府県 知事所轄学校法人向け)	県内の準学校法人から問いあわせがありましたので、ご教示頂きますようお願いいたします。 質問①:第7条第4項規定に規定されている「理事選任機関運営規程」について、評議員会を理事選任機関とする場合、寄附行為の評議員会の運営に関する規定が寄附行為作成例に準じて定められていれば、「理事選任機関運営規程」を別途定める必要はないと考えてよいか?質問②:第32条第5項に規定されている「評議員選任・解任規程」について、寄附行為の評議員の選任及び解任に関する規定が寄附行為作成例に準じて定められていれば、「評議員選任・解任規程」を別途定める必要はないと考えてよいか?質問③:作成例附則第4項の規定に基づき、任期が残任期間となる役員又は評議員の任期の終期について、例えば、「令和8月2月1日に在任する役員又は評議員であって、令和8年度の定時評議員会よりも前に任期が満了するものの任期については、その任期を令和8年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。」とする附則を設けることは可能か?質問④:「理事選任機関運営規程」や「評議員選任・解任規程」はどういった内容を規定されることを想定しているのか。	質問①:必ずしも定める必要はありません。 質問②:必ずしも定める必要はありません。 質問③:役員及び評議員の任期を寄附行為で伸長すること自体は妨げられないものと考えられますので、ご想定の附則を規定することも可能であるとは考えます。 質問④:具体的にどのようなことを規定するかは各学校法人の実情に応じて様々だと思われますが、理事や評議員の選任・解任の具体的なプロセスを考えていただいたときに、決めておくべき内容があればそれを規定していただくことになろうかと思います。例えばですが、理事や評議員の候補者は誰がどのように作成してどのようなプロセスを経て選任機関に提出されるのかということや、理事選任機関の構成員の決定方法、理事選任機関の開催の時期など、選任解任のプロセスを具体的に想定していただくと、規定すべき内容が明らかになっていくのではないかと思われます。
10月3日	32条の第1項	県内の学校法人より年度途中で理事長(理事)が死亡し、別の理事長(理事)を選任したことにより、通常、年度末(3月31日)までの任期が年度途中の改選を行ったため、年度途中(例10月1日より)となった場合に、任期期間を年度末へ延長することができないか。延長する手続きの有無や対応方法についてご教示いただけたらと思います。	改正法施行前に生じた事態という前提でお答えします。 理事長の任期が何でどのように規定されているかにもよりますが、当該規定に沿った対応をしていただくことになるに尽きると思われます。 例えば、理事長の任期が寄附行為で明記されており、任期変更の方法が定められていないということであれば、基本的には寄附行為変更しなければ任期の延長をすることはできないことになると思います。
10月6日		法第31条で ・理事は、他の二人以上の理事と特別利害関係を有するものであつてはならない。 ・他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。 と規定されており、文科省様の説明資料「私立学校法の改正について」P30 でも説明されているところです。 ・理事総数が5人の時は、5人×1/3=1.6人となるため、 理事5人(他4人)のうち特別利害関係を有する理事がほかに一人もいてはならない、という理解でよるしいでしょうか。 (理事ABCDEのうち、ABが特別利害関係を有している場合、「理事総数の1/3」を超えてしまうため NG)	御認識のとおりです。
10月6日	改正附則 (令和五年五月 八日法律第二一号)第3条	改正法施行時に在任している理事の任期は、以下のいずれかの早い方とされ、文科省様の説明資料「私立学校法の改正について」P36~P41にかけて説明があります。 (1) 現在の任期が満了する日 (2) R9.4.1以後最初に収集される定時評議員会の終結の時 一方で、上記資料P41では、R7以降に現理事の任期の終期が到来する場合に、任期を短縮するなどの方法が提示されています。 ・学校法人の現在の理事の任期が令和9年5月末となっているとき自然体でいけば、上記の規定により任期満了であるR9.5まで任期があることになります。 ただし、私学法改正により、評議員定数の変動や改正後の選任要件を満たさなくなった場合には資料P41のような方法により、改選することが考えられる、という理解でよろしいでしょうか。それとも、R9.5終期であろうが、一律にR7の定時評議員会で改選していただく必要がありますか。	役員の任期については資料P36、37に記載しているとおりです。資料のP38~41は、学校法人が任期を短縮・延長したいと考えたときに、令和7年4月に開催される定時評議委員会の終結の時までに任期を変更する場合の方法と留意点を例示しているものであり、このように任期を短縮・延長するかどうかは各学校法人の判断になります。
10月13日		理事会と評議員の協議について、協議会を設置する場合は、協議会の決定が最終決定という位置付けになるものと思われますが、協議会を設置しない例の場合、理事が評議員会に出席して、再度説明した上で再度評議員会が決議することとなると記載されておりますが、この場合、再度の評議員会の決議が学校法人としての最終決定となるという理解で良いでしょうか?	理事・評議員協議会を設置する場合においては、寄附行為作成例(都道府県知事所轄学校法人向け)第49条の(例1)第5項にあるとおり、協議会の決議の結果が最終決定になるわけではなく、理事会又は評議員会は、協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならないとされております。いずれかの機関の決議を不要とすることはできず、両者の決議がそろってはじめて、学校法人としての意思決定がなされたことになります。また、協議会を設置しない場合においては、第49条の(例2)第3項では、評議員会は前項の理事の説明を十分に尊重して再度の決議を行わなければならないとされているところ、評議員会の決議が学校法人としての最終決定となるわけではなく、こちらも理事会と評議員会の決議がそろってはじめて学校法人としての意思決定がなされたものと考えることになります。
10月13日	寄附行為標準例附則第3項	「3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。」この部分の規定について、令和7年の定時評議員会後の任期を縮める場合、以下のような記載で良いか御教示願います。 「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時までとする。」 例えば、令和8年10月までの任期を令和8年度の定時評議員会まで縮める場合は「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和8年度の定時評議員会の終結の時までとする。」で令和9年の定時評議員会まで伸長する場合は「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和9年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合は「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和9年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。」で良いでしょうか?	いずれについても問題ないものと考えます。 なお、最初の2つの案の場合には、任期が短い役員や評議員がいた場合には、逆に任期が延長されてしまうことに注意が必要です。その観点からは、例えば、以下のように規定することも考えられます。 「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和〇年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和〇年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。」
10月13日	 	例1の評議員会を理事選任機関とする場合、第7条第3項及び第4項、第8条、第11条並びに第29条の「理事選任機関」は「評議員会」と置き換えて良いでしょうか?また第4項の理事選任機関運営規程は、評議員会の運営とは別に定める必要があるということになりますでしょうか?	実際の認可の際にそのような内容の寄附行為を認可して頂くことには問題ございませんが、理事選任機関が評議員会のみである場合においても、理事選任機関としての評議員会を指していることを明確にするため、寄附行為作成例としては、第7条第3項、第8条、第11条、第29条においては「理事選任機関」と表記していただくほうが望ましいと考えています(単に全て「評議員会」としてしまうと、理事選任機関としての評議員会を指すのか、そうでないのかがわかりにくくなってしまうことを懸念しています)。なお、第7条第4項については、評議員会運営規程の中で理事選任機関としての評議員会の運営について必要な事項を定めることも可能であり、必ずしも理事選任機関運営規程として独立した規程を策定いただきたいという趣旨ではありません。
10月13日	 寄附行為標準例第7条	理事選任機関が評議員会である場合、理事選任のための会議と、第36条に定める議案を決議する会議は別々に開催する必要があるのでしょうか? それとも、議案を分けて審議すれば、理事選任とその他議案を同一の評議員会で決議してもよいのでしょうか?	理事選任機関が評議員会である場合において、理事選任に係る議案と、その他議案を同一の 評議員会で決議することは問題ありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
10月16日	第31条		ご提案の①~③のいずれの方法もとることは可能です。①については、おっしゃるとおり、趣旨にそぐわない部分もありますが、校長が1人しか存在しない法人については、対応が難しい場合が想定されるため、①の方法をとることも致し方ないと考えています。なお、①のケースですが、令和8年度以降については、新たな理事の選任手続きを、前校長理事が退任する3月31日より前に行っておくことも可能です。
10月16日	第37条	校長理事の場合、校長である限り、理事の任期はなく、校長理事が理事長である場合、重任登記が不要であったが、改正法では、理事の選任区分に関わらず、任期は4年以内となるため、4年以内毎の理事の改選に応じて、理事長の重任登記も必要となるという考えでよいか。	法改正後に関し、御認識のとおりです。
10月20日	私立学校法31条	理事の資格について、教えてください。 私学法の改正により、理事・評議員の要件が厳しくなり、今後、選任について苦慮する法人が出てくることが考えられます。 理事とほかの兼任禁止、利害関係者の制限等ございますが、他の学校法人との兼職はいかがでしょうか。 考えられる兼職としては、たとえば、 ・学校法人A(大学のみ設置)の理事、と、学校法人B(高等学校のみ設置)の理事長 ・学校法人A(大学のみ設置)の理事、と、学校法人C(中学校のみ設置)の理事 ・学校法人D(中学校、高等学校、幼稚園を設置)の理事、と、学校法人B(高等学校のみ設置)の の評議員 です。 常勤同士でも可、どちらかが非常勤であれば可、など、ご教示いただけますと幸いです。	理事の他の学校法人の役員等との兼職については、私立学校法において兼職を制限する規定を設けているわけではありませんが、文部科学省において作成している「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)」においては、第一「三 役員等について」にて、・(二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。・(四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。という規定を設けています。本審査基準は大臣所轄学校法人を対象にしたものではありますが、都道府県知事所轄学校法人においても、ご参考にしていただければ幸いです。いずれにせよ、理事としての職務が適切に果たせる方を選任いただく必要があると考えております。
10月27日	改正法附則第2条	[次期評議員の方に現評議員会にご出席いただく必要はありません。 理事会と評議員会の同日開催を想定されていらっしゃいますでしょうか。その場合、当日の流れは様々想定されますが、例えば以下のようになります。 ・理事会:決算決議、終結 →定時評議員会:決算承認、新評議員の選任、(新理事の選任)、終結(終結のタイミングで理事・評議員は任期満了?) →新・評議員会:(新理事の選任)、終結
11月1日	寄附行為作成例第37条	寄附行為作成例第7条において、理事選任機関を例1にならって評議員会とした場合、寄附行為第37条の評議員会の職務に「理事の選任」を加える必要(下記の作成イメージ)はありますでしょうか?作成イメージ 「評議員会は、『第7条に定める理事選任機関として理事の選任を行うとともに、』この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」	えなくてはならないということではありませんが、加えていただくイメージとしてはいただいた案で問題な
11月2日	改正附則2条・3条	説明資料「私立学校法の改正について」P37~41にて、理事等の任期の延長・短縮について記載があります。ある学校法人において、現在の役員任期が令和6年9月30日で満了となるため、任期の延長ができるよう寄附行為への附則既定を設けることについて相談を受けています。 説明資料では、改正法施行時と近接している場合は延長の対応ができるように読み取れますが、延長できる期間の目安等はありますでしょうか。あるいは、法人内で延長することを議決を経て決定されたのであれば、(期間に関わらず)延長できるとしてよろしいのでしょうか。	延長できる期間について特段上限は設けておりませんが、最長でも令和9年の定時評議員会の
11月6日	改正法施行後において	① 個人立とほぼ相違ない字校法人(いわゆる一族経宮)で、法改正に埋解を示さない ② 既に設置する学校は園児等が存せず、いわゆる休園・休校状態で、学校法人も休眠状態	御相談いただいた案件については、学校法人が既に休眠状態なのであれば、私学法改正にかかわらず解散命令を視野に入れて御対応いただく方が望ましいと考えます。また、私学法改正を関連付けるのであれば、(経過措置はあくまで一部の要件に関する経過措置にすぎないため)令和7年4月の段階で対応がなされていないことをもって私学法違反として対応することが適当と考えます。
11月8日	寄附行為作成例第30条第 3項	監事の調査権限に係るこの条文は「できる」規定ではないことから、監事は理事会で諮る案件等について、監事の確認を経る必要があるという理解で良いでしょうか? その場合、評議員会に理事が提出しようとする議案が、監事の調査を経ないものは寄附行為違反となるのでしょうか?	改正私学法第54条において、「監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他 文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。」と規定されており、理事が評議員会に 提出しようとする議案は監事の調査を経る必要があります。監事が、理事が評議員会に提出する 議案を調査することなく評議員会が開催された場合には、法令及び寄附行為違反となります。
11月8日	寄附行為作成例第53条第 3項	異議申述期間について「異議がある場合には1か月以上●か月以内に当該異議を述べるべき旨を」という形で下限を規定してしまっても良いでしょうか?	ご提示のように「1か月以上●か月以内に」としてしまうと、1か月経過するまで異議を述べることができなくなり、評議員の権利を制限することとなると考えられるため、下限を規定することは適当ではないと考えます。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
11月9日	第70条第4項、第74条、第 30条	①理事選任機関が評議員会以外である場合、理事会が事前の意見徴収のために 評議員会を招集する場合には第70条第4項で、1週間前までに招集通知をすることになっています。 ですが、第74条で評議員の全員の合意があるときには、招集手続なく開催できることとなっていることから 以下のような同日開催とするのは許されますでしょうか。 (想定) 定時評議員会当日に、評議員全員の合意をあらかじめ取得しておき、理事選任機関①開催(候補者 の選出)→定時評議員会での意見聴取→理事選任機関②開催(理事選任)	可能ではありますが、 ・評議員に対して事前に理事候補者の情報が与えられないため、評議員会の意見を適切に聴取できない可能性があること ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、 その者の理事としての身分がなくなってしまっている可能性があること などから、理事選任機関①、評議員会の意見聴取、理事選任機関②の間は一定期間空けておくことが望ましいですし、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事の選任を終えておくことが望ましいと考えます。
11月9日	 第70条第4項 第74条 第	②上記①に関連して、説明資料39、40P「理事の選任手続きの流れと注意点について②③」での 説明中に※赤字で、「定時評議員会ではなく事前の評議員会(においての意見徴収)開催がのぞまし い」とあります。 ※の説明中に示している二つの理由(評議員会での意見徴収が十分に踏まえられない可能性、改選 前理事任期が終了している場合がある)はあくまで懸念を示すものであり、これらがクリアできると法人側 で判断した場合には、同日開催は可能ということでしょうか。 (各機関の機能・役割分担については承知しているのですが、法人から理事選任機関等の開催コストを 減らす要望が寄せられることが多く見込まれるため上記2つの質問をさせていただいています。)	下記を満たす場合は可能と考えます。 ・評議員会での意見徴収が十分に踏まえられるような体制や時間確保が可能 ・意見聴取への対応が生じることを踏まえ、定時評議員会の開催中(終了前)に理事会が開催中もしくは開催出来得る体制になっている
11月9日	学校法人の寄附行為及び寄 附行為の変更の認可に関する 審査基準	①学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 (平成十九年文部科学省告示第四十一号) について、今般の私立学校法改正により、改正する予定等はございますでしょうか。②念のための確認なのですが、学校法人の役員について、あくまでも役員は理事と監事であり、評議員は役員には含まれないという認識でよいでしょうか。	①学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 (平成十九年文部科学省告示第四十一号) について、 今般の私立学校法改正にあう形に改正する予定です。 ②私立学校法においては、現行法第35条第1項、改正法第23条2項にあるように、役員は理事及び監事をいいます。
11月10日	理事・評議員の特別利害関係 について	以下の相談を受けました。 ①理事長cとA園長理事aが兄弟 ②B園長b(理事長の息子)が評議員 説明資料では、ca 間は問題ないとして、cb間及びab間の特別利害関係もそれぞれ単体で見れば、問題ないように見えたのですが、認められるでしょうか?	お示しいただいた状況から、評議員であるbは理事である理事長cと1親等、理事aとは3親等の関係にあると考えられるところ、それぞれの者が理事や評議員に入ることは問題ないものと思います。 なお、その際、理事については改正法第31条第7項に規定されている通り、他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならないこととされていますので、(aとc以外に特別利害関係がないことを前提とすれば)理事は6人以上いる必要があります。また、評議員についても、改正法第62条第5項第3号に規定されている通り、役員又は他の評議員と利害関係を有する者、子法人役員、子法人に使用される者である評議員は評議員の総数の1/6を超えてはならないこととされていますので、評議員は7人以上いる必要があることにご留意いただければと思います。
11月10日	役員・評議員の特別利害関 係について	特別利害関係について、血族だけではなく、姻族も含まれるのでしょうか?	特別な利害関係でいうところの「三親等以内の親族」には、血族だけではなく姻族も含まれます。
11月10日		評議員会の開催について、これまでは理事長の招集だったものは、理事会の決議を経て理事長が招集することとなっているが、この理事会の決議について、以下のような例であれば寄附行為違反とならないという理解で良いでしょうか? 例: 例年5月と3月に理事会・評議員会を開催している法人が、5月の理事会で3月に理事会を実施する旨を決議し、詳細の日程は理事長に一任する。理事長は時期が近くなったら、日時を決定し、各評議員あて招集通知を行う。	改正法第70条第2項において、評議員会を招集する場合は、会議の日時及び場所、会議の目的、会議の目的である事項に係る議案を理事会で決定しなければならないこととされています。これらの事項の決定は、特定の理事に委任することは不可能な事項(説明資料P145 Q&A3)ですので、お示しいただいたように、詳細の日程の決定を理事長に委任し、招集通知を発出する方法はとることはできません。説明資料P145~147についてもあわせてご確認いただければ幸いです。
11月10日	令和7年度の定時評議員会 で理事・評議員の全てを重任 する場合	理事選任機関が評議員会で、評議員の選任も評議員会が行う場合、令和7年4月1日から定時評議員会の開催までの間に、現体制の評議員会において、理事・監事。評議員の候補の選定を行い、その後就任承諾書及び宣誓書を徴収し、定時評議員会において選任を行い、その定時評議員会後に理事会を開催し、理事長を選任するという流れで良いでしょうか?	基本的にはご提示いただいた流れの通り進めていただくことで問題ないと考えます。
11月10日		理事等の選任を全て評議員会で行う場合、令和7年度の最後の評議員会で候補の選定を行い、令和8年度の定時評議員会で選任することで良いでしょうか? 令和8年4月や5月に別途評議員会の開催が必要でしょうか?	御質問は、令和8年度の定時評議員会の終結の時に任期の終期を迎える理事等の後任の選任を行う場合ということでよろしかったでしょうか。令和7年度の最後の評議員会で候補の選定を行い、令和8年度の定時評議員会で選任することも可能であると考えます。
11月10日	法第62条第5項第2号に ついて	「理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。」とあるが、この選任方法を行う場合、寄附行為作成例第32条にはこの選定方法の記載例がないため、どのような規定とすれば良いか御教示願います。	御質問の趣旨が正確にくみ取れていないかもしれませんが、寄附行為作成例第33条において、 評議員の選任に当たっては私学法第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないと規定しているところです。 その上で、理事や理事会が評議員を選任する場合には、寄附行為作成例第32条の他の規定 例のように、例えば、「理事会にて選任したもの〇〇名」等と、適切な人数を規定していただくこととなります。
11月13日		令和7年4月1日付けの園長交代について質問です。 令和6年度の幼稚園園長が、改正後の私学法の要件(定数・兼職・特別利害関係者等の制限)を満たしている場合は、「最長で令和9年度の定時評議員会終結の時までの任期と」なるので、7年度も継続することができる。(私立学校法の改正に関する説明資料(令和5年8月1日更新)。(以下「資料」という。)P250)とあります。 仮に、園長が令和7年3月31日に退職することになった場合、6年度中に「令和7年4月1日付で新園長を選任」できても、「新園長となる者を理事に選任」することは、資料P90のA5②のケースを除きできないと考えますが、それでよろしいでしょうか。 もっとも、外部から公立学校校長等の経験者を、3月31日付で新園長及び理事に選任する場合、同日付の退職者を選任することはできないので、同日前(事実上前年度以前)に退職した者から選任するしかないと考えています。資料P90のA5①②のケースとも、少なくとも当法人においては現実的な方法とは考えられないため、令和7年3月31日に園長が退職することのないよう留意すべきであるということでよろしいでしょうか。	日付で新園長を選任」できても、「新園長となる者を理事に選任」することは、資料P90のA 5 ② のケースを除きできないと考えますが、それでよろしいでしょうか。 ⇒そのとおりです。 P90のA 5 の①②以外の方法として、校長理事の任期を延長することも考えられます。具体的には、資料P37~をご参照ください。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
11月13日	31条6項		
11月15日	第29条	理事選任機関として、「創設者家族の作る任意団体」を位置づけることは可能でしょうか。この団体とは、「創設者の意思を受け継ぐための団体」です。 また、「法人登記がされている団体」であれば、理事選任機関に位置付けることは可能でしょうか。	法人外部の団体を単純に理事選任機関に位置付けることは適当ではありません。具体的には、 文部科学省HP掲載の説明資料のP84のQA8をご覧ください(登記の有無とは無関係であると 考えます)。
11月17日		御回答いただいた件についての追加質問になります。 「理事が評議員会に提出しようとする議案」とは、理事会を通さずに提案するものと想定されます。具体的には、どのような議案になることを想定されますか? 通常の運営上は生じ得ず、緊急時や特殊な事案発生時に生じる手続という理解で良いのかどうかを御教示いただけるとありがたいです。	理事が評議員会に提出する議案は、全て理事会で決定することが必要です(改正法第70条第2項第3号)。改正法第54条における「理事が評議員会に提出しようとする議案」も同様に、理事会で決定されたうえで評議員会に提出される議案を指します。(寄附行為作成例第37条第2項についても記載をいただいておりましたが、寄附行為作成例第37条第2項は別の規定ではないかと思います。)
11月21日	昨日送付いただいた寄附行為作成例第20条について	今回の改正で、第2項第6号の収益を目的とする事業に関する重要な事項について、収益事業を行わない場合は規定しないとありますが、収益事業に関する規定のうち、この条文だけは存置しないと、初めは収益事業をする予定がなかったが、社会情勢の変化等により、収益事業を行うことを検討する場合、理事会の決議対象にならず、一旦寄附行為の変更認可で第6号を追加した後、理事会で収益事業について決議し、その後事業追加のための寄附行為の変更認可を受ける流れになると考え、これまで所管法人からこの点の相談を受けた際には、上記の理由から、この部分だけは収益事業を実施しなくても存置することと指導しておりました。この点について、対外的な説明に修正が必要なのであれば行いたいと思いますので、ご教示いただけますと幸いです。	御認識のとおりです。収益事業をする可能性も想定し、「第2項第6号の収益を目的とする事業に関する重要な事項」を存置することを妨げるものではありませんので、これまでどおりの指導を行っていただいて構いません。
11月21日	第70条第2項第3号	理事が評議員会に提出する議案は、全て理事会で決定することが必要です(改正法第70条第2項第3号)と回答いただいた件について、理事会の決定を経る点は承知しました。その上で、前々回質問しか監事の調査権との関係で、評議員会に提出する議案を決定する理事会に監事が出席して内容を調査すれば、法に抵触しないという理解で良いでしょうか?また、監事は理事会に出席できるものの、必ず出席しなければならないものではないと理解しておりますが、その場合、理事会に監事が出席できなかった場合、その理事会で評議員会に提出する議案が決定された場合は形式的に法又は寄附行為に抵触することになりますか?理事会決定後に調査をすれば補完されるものでしょうか?どうぞよろしくお願いいたします。	まず、改正法第55条第 1 項に規定されている通り、監事は理事会及び評議員会に出席する義務があります。 そのうえで、理事会で決定するのはあくまでも評議員会に提出する議案の概要等にすぎないことや、理事が理事会で決定していない議案を提出しようとする可能性もあるため、(理事会で実際の議案や評議員会に提出される資料そのものを確認することができるのでない限りは、)理事会への出席とは別に、実際の議案や提出される資料そのものを調査する必要があると考えています。
11月21日	寄附行為作成例第15条第 7項の備考欄	理事長に事故あるときに、内部的な職務をあらかじめ定めておく場合、とありますが、これは、第18条第2項の事故あるときの理事会招集とどのように棲み分けすれば良いでしょうか?	寄附行為作成例第15条の備考欄における第8項の案において、「理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。」と規定しているところ、第18条第2項の理事会招集は、「別に定められている職務」に当たり、代表業務執行理事又は業務執行理事が代わりに行う職務には含まれないことになります。したがって、第18条第2項に定めている理事長に事故があるときの理事会の招集は、あくまでも「各理事」に招集権があることになります。
11月22日		私立学校法改正に伴う学校法人寄附行為作成例(都道府県知事所轄学校法人向け)【令和5年 11月16日版】第七条では、何を理事選任機関とするかについて3例示されているが、理事選任機関を 評議員と理事のみで構成しても有効か。	
11月24日	法第70条	理事会で評議員会の招集日時を決定する際、候補日をいくつか定めておき、そのいずれかで開催すると 定めることは可能でしょうか。	適切ではないと考えます。
11月28日	5 6条	監事は、理事の業務執行に関し不正の行為を発見したとき等には、理事選任機関に報告する義務がある(改正法56条3項)。評議員会を理事選任機関とする場合、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する(作成例41条1項)」とされるが、作成例29条1項5号では、「前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して(中略)理事選任機関の招集を請求すること」となっている。他方、作成例7条3項では「監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない」と規定している。理事選任機関が評議員会の場合、作成例29条1項5号中「又は理事選任機関招集権者」を削除しても問題ないようにも思えるが、監事が理事選任機関招集権者」を削除しても問題ないようにも思えるが、監事が理事選任機関招集権者に対して理事選任機関の招集を請求する場合とは、どのようなケースを想定していますでしょうか。	寄附行為作成例第29条第1項第5号は、理事選任機関が評議員会の場合のみならず、第三者機関等の場合にも対応できるよう、監事の職務として、理事選任機関招集権者への理事選任機関の招集を請求することを定めているものです。 ご提示いただいた、理事選任機関が評議員会の場合においては、「又は理事選任機関招集権者」は削除いただいても構いません。
11月28日		寄附行為作例について。 ①第8条(理事の選任)について 園長が複数いない場合において、「校長のうちから評議員会において選任した者 〇名」とする第1号の例を「〇〇幼稚園園長」に修正すると、充て職になるため、自動的に理事になることが不可能となった改正法と矛盾する。そこで、第1号と第2号を一つにまとめ、第1項を「理事は、評議員会において選任した者〇名(〇〇幼稚園園長を含む。)とする。」としても、よいでしょうか。 ②(例1)第32条5項(評議員選任・解任規定)について 「評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為に定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない」(備考欄)とのことだが、寄附行為作成例ではどのような事項が不足しているのでしょうか(逆に言えば、選任・解任規程を設けない場合に、寄附行為に最低限記載する必要がある事項は何か)。 ③第35条について すべての評議員を評議員会で選任するような寄附行為の規定を採用した場合、「当該評議員を選任したもの」を「評議員会」としても問題ないと考えますが、どうでしょうか。	(①について) 園長が1名のみの場合においても、「校長(園長)のうちから評議員会において選任した者 1名」と規定してください(こう規定することにより、園長が理事として適当でないと評議員が判断した場合には、当該園長を理事として選任しないことが可能となり、充て職でなくなります)。(②について) 寄附行為に最低限記載しなければならない事項は、現在お示ししている寄附行為作成例に記載している通りです。 このほか、詳細なプロセスや事務的な手続き等について、各学校法人の実情を踏まえ、必要に応じて評議員選任・解任規程にて定めていただければと考えています。 (③について) そのように規定いただいても問題ありません。

着信日	条文番号等	質問内容	回答
11月29日	41条,76条	理事会や評議員会について、書面開催は不可となっています。 書面開催と書面による議決の参加の違いについて、基準はありますでしょうか。 例えば、半数以上は出席している必要がある等ありましたら教えていただきたいです。	書面による議決の参加者の割合の具体的な制限はありませんが、、理事会や評議員会においては、構成員が相互に意見交換を行うことを通じて学校法人の業務に関する意思決定が適切になされることが期待されるものであることを踏まえて適切な対応をお願い致します。
11月29日	48条2項	「評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる」とあります。 一般的な法律の記載について詳しくなく大変恐縮なのですが、この場合、訴え出る先は裁判所という理解で間違いないでしょうか?	裁判所という御理解で結構です。
11月29日	1法70条金7月	評議員会を理事選任機関とする場合、評議員会で理事選任のみを行う場合でも、あらかじめ日程等を 理事会で決定する必要があるでしょうか。	御認識のとおりです。
11月30日	37条1項	県の学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準では、「学校法人の理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること」としており、同一の人物が最大2つの学校法人理事長を兼任できることとしています。 今回の私立学校法改正により、学校法人の理事長が他の学校法人の理事長を兼任することについて、省令等で新たに制限が設けられることはあるのでしょうか。 令和7年度に法人の新設分離が見込まれている学校法人について、既存法人の理事長が新設法人の理事長を兼任する予定があります。 このような場合において、改正法施行後に法令違反とならないかどうか、念のため確認させていただきたいと思っております。	今般の私立学校法の改正に伴う政省令等の改正において、学校法人の理事長が他の学校法人の理事長を兼任する場合の兼職数の制限に係る規定を新たに設ける予定はありません。なお、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)」においても、貴県審査基準と同様に「学校法人の理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること」が定められておりますところ、現時点において本規定を改正する予定はありません。